

## 宮崎県公報

平成25年7月2日(火曜日)号外 第42号

宮 崎 発 行

ED 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……(行政経営課)1

規 

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第31号

## 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(こども政策課)

第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) [略]

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機|第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名	称	担	任	事	務	主管部課
[略	[略]					
宮崎県	障害者	F法律第84	[略]			
施策推	進協議	号) <u>第26</u> 多	条第 2 I	夏の規定	定による障	
会		がい者に関	関する が	色策の約	総合的かつ	
		計画的な打	進進に つ	ついてず	必要な事項	
		<u>及び</u> 障がい	者に関	関する抗	施策の推進	
		について	必要な	関係行政	效機関相互	
		の連絡調整	をを要す	する事項	頁の調査審	
		議に関する	る事務			
[略	.]					
感染症	の診査	[略]				
に関す	る協議					
会						

(こども政策課)

第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) [略]

(6) 子ども・子育て支援会議に関すること。

(名称等)

関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

改正後

因の石が、担任	事務及び土官部誄は、伏切とねりで	<i>∞</i> ∞ ∘			
名 称	担 任 事 務	主管部課			
[略]					
宮崎県障害者	障害者基本法(昭和45年法律第84	[略]			
施策推進協議	号) <u>第36条第1項</u> の規定による <u>県</u>				
会	障害者計画に関する同法第11条第				
	5項(同条第9項において準用す				
	る場合を含む。)に規定する事項				
	<u>の処理、</u> 障がい者に関する施策の				
	総合的かつ計画的な推進について				
	必要な事項 <u>の調査審議及びその施</u>				
	<u>策の実施状況の監視並びに</u> 障がい				
	者に関する施策の推進について必				
	要な関係行政機関相互の連絡調整				
	を要する事項の調査審議に関する				
	事務				
[略]					
感染症の診査	[略]				
に関する協議					
会					
宮崎県子ども	宮崎県子ども・子育て支援会議条	福祉保健			
<ul><li>子育て支援</li></ul>	例(平成25年宮崎県条例第28号)	部こども			
会議	第2条の規定による県子ども・子	政策局こ			

平成 25 年	7	月	2	Н	(火曜日)	号外	第 42 号	큭

平成 25 年 7 月 2 日(火曜日) 号外 第	<b>第 42 号</b>	宮崎	県 公 報
			育て支援事業支援計画に関する子 ども政策
			ども・子育て支援法(平成24年法 課
			#第65号) 第62条第 5 項に規定す
			る事項の処理並びに子ども・子育
			て支援に関する施策の総合的かつ
			計画的な推進に関し必要な事項及
			び当該施策の実施状況の調査審議
			に関する事務
[略]		[略]	
		LHH1	
K4+ Bil			
附則			
この規則は、公布の日から施行する。			